外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「監察査察官」を「公文書監理官、監察査察官」に改め、同条第一項中「大臣官房に」の下に「、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同条中第七項を第八項とし、第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　公文書監理官は、命を受けて、外務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

外務大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十五号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「及び」を「、公文書監理官及び」に改め、同条第一項中「及び」を「、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　公文書監理官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第九十八条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　興行入場券（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）第二条第二項に規定する興行入場券をいう。）の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第九十八条の改正規定は、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）の施行の日から施行する。

文部科学大臣　柴山　昌彦
内閣総理大臣　安倍　晋三

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十六号

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「第三十条の四第七項」を「第三十条の四第九項」に改め、同条第二項中「第三十条の四第七項」を「第三十条の四第九項」に、「同条第二項第十四号」を「同条第二項第十七号」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第五条の三中「第三十条の四第八項」を「第三十条の四第十項」に改める。

第五条の四中「第三十条の四第九項」を「第三十条の四第十一項」に改める。

第五条の四の二第一項中「第三十条の四第十項」を「第三十条の四第十二項」に改め、同条第二項中「第三十条の四第十項」を「第三十条の四第十二項」に、「同条第十六項」を「同条第十八項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十五第三項中「「同条第六項」を「「同条第八項」に、「第三十条の四第六項」を「第三十条の四第八項」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

総務大臣　石田　真敏
厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十七号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（昭和二十二年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三表銚子簡易裁判所の項中「銚子市」を「匝瑳市」に改め、同表八日市場簡易裁判所の項中「八日市場市」を「匝瑳市」に改め、同表佐原簡易裁判所の項中「佐原市」を「香取市」に改め、同表麻生簡易裁判所の項中「茨城県行方郡麻生町」を「行方市」に改め、同表下館簡易裁判所の項中「下館市」を「筑西市」に改め、同表静岡簡易裁判所の項中「静岡市追手町」を「静岡市葵区」に改め、同表清水簡易裁判所の項中「静岡市清水天神一丁目」を「静岡市清水区」に改め、同表鰍沢簡易裁判所の項中「山梨県南巨摩郡鰍沢町」を「山梨県南巨摩郡富士川町」に改め、同表木曽福島簡易裁判所の項中「長野県木曽郡木曽福島町」を「長野県木曽郡木曽町」に改め、同表新潟簡易裁判所の項中「新潟市西大畑町」を「新潟市中央区」に改め、同表新津簡易裁判所の項中「新潟市新津」を「新潟市秋